

(閲覧・契約用)

電第28-29号

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

議事堂議場音響設備改修工事

実施設計書

金抜き設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合において、変更した金額の108分の100に相当する額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てた金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)を変更金額として、変更の協議を行うものとする。

施工方法	請負
工事日数 又は期限	平成29年1月31日
平成28年8月	作成

工事概要

議事堂議場音響設備更新工事 一式

起工（変更）理由

予 算 額	円		
事 業 費	円		
内 訳	請負対象金額	円	円
	そ の 他	円	

特記仕様書（共通編）

高知県土木部建築課

平成28年7月 改正

1 設計図書

建設工事請負契約書第1条第1項の規定による共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次の仕様書とする。（以下「標準仕様書」という。）

- | | | | | |
|-----------------|----------|-----------|------------|--------|
| ・ 公共建築工事標準仕様書 | （・ 建築工事編 | ・ 電気設備工事編 | ・ 機械設備工事編） | 平成25年版 |
| ・ 公共建築改修工事標準仕様書 | （・ 建築工事編 | ・ 電気設備工事編 | ・ 機械設備工事編） | 平成25年版 |
| ・ 木造建築工事標準仕様書 | | | | 平成25年版 |
| ・ 建築物解体工事共通仕様書 | | | | 平成24年版 |

2 設計図書に関する質疑応答

(1) 指名競争入札

本工事の設計図書の内容等について質疑がある場合は、入札日の8日前【土日祝日を含む】までに質疑書をメール（様式任意）で工事名を記入して提出すること。また、質疑書を送信したときには、必ず下記提出先にその旨電話連絡すること。

質疑があった場合は、指名業者全員に質疑内容及び回答をメールで通知する。（入札日の3日前【3日前が開庁日の場合は直前の開庁日】）

（提出先）

宛 メールアドレス

電話番号

(2) 公募型指名競争入札、一般競争入札

公告の設計図書に関する質疑応答による。

3 施工条件

工事用地	工事及び作業用地の範囲は、図示による。
作業時間及び工程計画	<p>作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として、8時から17時迄とするが、特記仕様書に記載がある場合はそれを優先する。</p> <p>ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>また、本工事と同日の工事期限である下記の別途発注工事があるため、その工事と調整のうえ工程計画を作成すること。なお、別途発注工事は○印のあるものとする。</p> <p>・建築主体工事 ・外構工事 ○電気設備工事(議事堂議場付ドライ設備改修工事 工事期限12月5日) ・機械設備工事 ・空調設備工事 ・衛生設備工事 ・昇降機設備工事</p>

※工事が完了した部分について、工事期間中必要な部分は、部分使用を行う場合がある。

4 分別解体等及び再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）〔平成12年5月31日 法律第104号〕により適正に施工すること。

※対象となる建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計（増築は増築部分のみ） 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

※分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

5 産業廃棄物の処理について

1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその「E票」の写しを提出しなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその「B2票」の写しを提出し、最終処分終了後すみやかに「E票」の写しを提出しなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は監督職員と別途協議するものとする。

2 原則として、産業廃棄物を搬出する産業廃棄物収集運搬車（以下「運搬車」という。）の全車両（台数）について、搬出時ごとに、運搬車の荷姿、車両ナンバー及び産業廃棄物を収集運搬している旨の表示が確認できるように写真を撮影すること。

また、搬出先の処分場1カ所につき1回以上、運搬車が処分場に到着した時において、運搬車の荷姿、車両ナンバー及び産業廃棄物を収集運搬している旨の表示が確認できる写真に加え、処分場の名称が分かる看板等と運搬車が一緒に写った写真を撮影し、搬出時の写真とあわせて必要に応じて監督職員に報告すること。

6 フロン類の適正な回収

受注者は、本工事において「業務用冷凍空調機器」が廃棄又は整備される際に発生するフロン類（CFC、HCFC、HFC）について、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を遵守し、適正に回収しなければならない。また、受注者（第一種フロン類引渡受託者）は行程管理票により適正に運搬・回収されていることを確認するとともに発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）に引取証明書の写しを提出しなければならない。

7 再生資源利用【促進】計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小や有無に関わらず工事請負金額が100万円以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成し、「建設リサイクルデータライン」様式1により施行計画書及び完成資料に含め提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小や有無に関わらず工事請負金額が100万円以上の場合、再資源利用促進計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成し、「建設リサイクルデータライン」様式2により施行計画書及び完成資料に含め提出しなければならない。
- 3 様式1及び様式2の実施書の提出時には、様式の提出に加えて、「建設リサイクルデータ統合システム」により作成したデータを電子媒体に保存し提出するものとする。
- 4 請負者は「建設リサイクルデータ統合システム」(CREDAS)を、国土交通省リサイクルホームページ^{（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm）}からダウンロードし、利用できます。
- 5 受注者は、再生資源利用【促進】計画書及び実施書を工事完了後一年間保存すること。

8 工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関(^{（http://ct.jacic.or.jp/）})に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9 火災保険の加入

保険対象金額は次を標準とし、造作材搬入、電気設備配線、機械設備配管又は機器搬入のうち最も早い時期以前に加入する。契約の終期は、工事完了予定日後30日以上とし、保険証書（火災保険証券）の写しを監督職員に提出する。

構造種別	建築主体工事	電気・機械設備工事	備考
鉄筋コンクリート造	直接工事金額の60%以上	屋内工事金額の100%	①改修、模様替え工事は、直接工事金額の90%以上とする。 ②防水改修工事の場合は、漏水に対する保険の加入を奨励する。 ③特殊な工事は、監督職員と協議する。
木造・鉄骨造	直接工事金額の90%以上		

10 建設業退職金共済組合

受注者は、原則として建設業退職金共済組合に加入し、工事請負契約締結後30日以内に掛金収納書を契約担当課に提出すること。

11 交通誘導員の配置について

- 1 交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとする。（交通誘導員として建設作業員等他職種の者を従事させないことを原則とする。）
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できる者と監督職員が認めたものについては、この限りではないものとする。
- 2 「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条」により、高知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行なう場所ごとに一人以上配置することとする。
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は速やかに監督職員に同資料を提出するものとする。
- 3 工事期間中の安全確保のため、本工事での交通誘導員の配置人数は以下のとおりとする。なお、変更が生じた場合は設計変更の協議の対象とする。また、交通誘導員の配置、期間等については事前に監督員と協議を行うこと。

・警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（交通誘導員A）		人
・警備会社の警備員で、交通誘導員A以外の者（交通誘導員B）		人

12 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力をしなければならない。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請契約工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

13 提出書類

提出書類は、本書、指名通知書の入札条件、高知県の定める建設工事契約事務処理要領の各規定、請負契約書及び設計図書によることとし、その他の提出書類は次のものとする。

提出書類	提出時期	備考
工事費内訳明細書	契約後10日以内	数量は、受注者積算による細目別内訳書。
工事進捗状況報告書	毎月上旬	請負金額が1億円以上の工事について提出。
工事日誌	工事完成時及び監督職員の請求時	請負金額が500万円以上の工事について提出。

(注1) 提出書類は、指定がないかぎり工事監督職員に一部提出すること。

(注2) 書類の提出にあたっては、建築工事提出書類一覧表を参考とすること。

14 挥発性有機化合物(VOC)による室内空気汚染対策

本工事の施工対象区域内において、室内の揮発性有機化合物の濃度測定が行われた場合（別契約により実施された場合を含む）、その測定対象物質の測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
- 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
- 3 濃度測定が、使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。

本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力をしなければならない。また、本工事の施工が原因となって、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

15 中間検査

標準仕様書による「中間技術検査」は、「高知県建設工事検査規程」（昭和42年高知県訓令第3号）による「中間検査」と読み替える。

「中間技術検査（中間検査）」の実施回数及び実施する段階は「高知県建設工事検査要領」による。

16 工事監理補助業務の受注者への協力等

受注者は、本工事に関する工事監理補助業務が別途委託された場合には、次の各号によらなければならない。

- 1 工事監理補助業務の受注者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力をしなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、工事監理補助業務の受注者は、請負契約書に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
- 2 監督職員から受注者に対する指示または通知等が工事監理補助業務の受注者を通じて行われた場合は、監督職員から直接指示または通知等があったものとみなす。
- 3 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、工事監理補助業務の受注者を通じて行うことができるものとする。

17 県内産資材の優先使用

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は、高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

18 CADデータの貸与

本工事の設計CADデータの貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。

なお、貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図等の作成においてのみ使用してもよいこととし、それ以外の目的では使用してはならない。

また、当該CADデータは完成検査時にすべて返却することとし、受注者は、契約履行期間中に複製を作成または再配布している場合は、すべて削除しなければならない。

19 個人情報の保護について

受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、高知県個人情報保護条例を遵守すること。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html>

20 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下不当介入という）の排除について

1 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

3 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行うものとする。

21 成績評定について

「高知県建築工事成績評定要綱【H24年4月1日版】（平成24年4月1日以降契約する工事に適用）」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」を公表することとする。

詳しくは、高知県ホームページ技術管理課ページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/koujiseisekihyouteiyoukou-youryou.html> に記載している同要綱（第9条）を確認すること。

